

別表（要綱第2関係）

事業名称	事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率
青果物集出荷予冷施設等電気料金緊急補填事業	農業協同組合に対し、青果物の品質低下を極力抑え、生産者の所得を確保する上で重要な青果物集出荷予冷施設等の運営に係る電気料金を支援するため、高騰した電気料金の一部を補助する。	農業協同組合法（昭和22年法第132号）に規定する農業協同組合	<p>農業協同組合が所有する青果物集出荷予冷施設等の運営に係る令和4年度の電気料金のうち、令和3年度電気料金から高騰により増額した電気料金</p> <p>算定方法は以下のとおりとする。</p> <p>①令和3年8月と令和4年8月の電気料金の単価の差額を基準単価とする。</p> <p>②令和4年4月から令和4年12月までの電気料金の高騰分は、各月の電気使用量実績（kWh）に①基準単価を乗じて算出。</p> <p>③令和5年1月から令和5年3月までの電気料金の高騰分は、令和4年1月から令和4年3月の電気使用量実績を見込み電気使用量とし、①基準単価を乗じて算出。</p> <p>④②及び③を合算した額を補助対象経費とする。</p> <p>※①基準単価の算定には、消費税及び地方消費税相当額を除いた電気料金の金額を用いる。</p>	補助率 1/2以内